

新旧対照表

新					旧				
別表第1 (第3条、第7条関係)					別表第1 (第3条、第7条関係)				
区分	事業種類	事業内容	補助率	重要な変更	区分	事業種類	事業内容	交付率	重要な変更
鳥獣被害防止総合対策事業費補助金					鳥獣被害防止総合対策交付金				
鳥獣被害防止総合対策推進事業	1 被害緊急対応型 2 広域連携型	1 事業費 交付等要綱第4の2の(1)に基づいて行う事業に要する経費  (1) 被害防止活動推進 ① 推進体制の整備 ② 有害捕獲 ③ 被害防除 ④ 生息環境管理 ⑤ サル複合対策 ⑥ <u>鳥類複合対策</u> ⑦ 他地域人材活用 ⑧ ICT等新技術の活用 ⑨ <u>G I Sを活用した被害対策等の可視化定着支援</u>  (2) 実施隊特定活動 ① 大規模緩衝帯整備 ② 誘導捕獲柵わな導入  (3) I C T等新技術実証 (情報通信技術等を用いた捕獲技術等)  (4) 農業者団体等民間団体被害防止活動  (5) ジビエ等の利用拡大に向けた地域の取組 ① <u>販売拡大支援</u> ② <u>搬入促進支援</u>  (6) <u>鳥獣被害対策実施隊体制強化</u> ① <u>実施隊員の人材育成</u> ② <u>新規猟銃取得支援</u>  (7) <u>捕獲サポート体制の構築</u>  (8) <u>処理加工施設の人材育成</u>  (9) <u>I C Tの活用による情報管理の効率化</u>	定額、2分の1以内 (1) 1被害緊急対応型にあつては、(1)被害防止活動推進に要する経費の2分の1以内とするが、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律第9条第1項の鳥獣被害対策実施隊 (以下「実施隊」という。) が行う事業内容欄の1の(1)の②から⑨までの取組に要する経費については、1市町村当たりの限度額として鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領 (平成20年3月31日付け19生産第9424号農林水産省生産局長通知。以下「実施要領」という。) (別記1)の第3の1に示す別表1の2の交付率欄の1の(1)に掲げるとおり定額補助とすることができるものとする。 (2) 2広域連携型にあつては、(1)被害防止活動推進に要する経費の2分の1以内とするが、実施隊が行う事業内容欄の1の(1)の②から④までの取組に要する経費については、1市町村当たり実施要領 (別記1)の第3の1に示す別表1の2の交付率欄の1の(2)に掲げる額以内を限度額として定額補助とすることができるものとする。 (3) 過年度に鳥獣被害防止総合対策事業の補助を受けたことのない事業実施主体においては、(1)又は(2)に代えて、事業内容欄の1の(1)の①から④までの取組に要する経費について、1市町村当たり実施要領 (別記1)の第3の1に示す別表1の2の交付率欄の1の(3)に掲げる額以内を限度額として定額補助とすることができるものとする。 (4) 事業内容欄の1の(1)、(2)及び(5)の②における上限単価は、別表第2に定めるとおりとする。なお、地域の実情、地形条件、気象条件等やむを得ない事由により上限単価を超えて助成する必要があると知事が認める場合にあつては、整備等の内容に応じた必要最小限の範囲で上限単価を超えて助成することができるものとする。 (5) 事業内容欄の1の(3)における限度額は、被害緊急対応型にあつては、I C T等新技術の実証に要する経費の2分の1以内とするが、1市町村当たり100万円以内を限度額として定額補助できるものとし、広域連携型にあつては、	区分の新設、中止又は廃止	鳥獣被害防止総合対策推進事業	1 被害緊急対応型 2 広域連携型	1 事業費 交付等要綱第4の2の(1)に基づいて行う事業に要する経費  (1) 被害防止活動推進 ① 推進体制の整備 ② 有害捕獲 ③ 被害防除 ④ 生息環境管理 ⑤ サル複合対策 <u>(新設)</u> ⑥ 他地域人材活用 ⑦ ICT等新技術の活用 <u>(新設)</u>  (2) 実施隊特定活動 ① 大規模緩衝帯整備 ② 誘導捕獲柵わな導入  (3) I C T等新技術実証 (情報通信技術等を用いた捕獲技術等)  (4) 農業者団体等民間団体被害防止活動  (5) ジビエ等の利用拡大に向けた地域の取組 <u>(新設)</u>	定額、2分の1以内 (1) 1被害緊急対応型にあつては、(1)被害防止活動推進に要する経費の2分の1以内とするが、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律第9条第1項の鳥獣被害対策実施隊 (以下「実施隊」という。) が行う事業内容欄の1の(1)の②から⑦までの取組に要する経費については、1市町村当たりの限度額として鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領 (平成20年3月31日付け19生産第9424号農林水産省生産局長通知。以下「実施要領」という。) (別記1)の第3の1に示す別表1の2の交付率欄の1の(1)に掲げるとおり定額補助とすることができるものとする。 (2) 2広域連携型にあつては、(1)被害防止活動推進に要する経費の2分の1以内とするが、実施隊が行う事業内容欄の1の(1)の②から④までの取組に要する経費については、1市町村当たり実施要領 (別記1)の第3の1に示す別表1の2の交付率欄の1の(2)に掲げる額以内を限度額として定額補助とすることができるものとする。 (3) 過年度に鳥獣被害防止総合対策事業の補助を受けたことのない事業実施主体においては、(1)又は(2)に代えて、事業内容欄の1の(1)の①から④までの取組に要する経費について、1市町村当たり実施要領 (別記1)の第3の1に示す別表1の2の交付率欄の1の(3)に掲げる額以内を限度額として定額補助とすることができるものとする。 (4) 事業内容欄の1の(1)及び(2)における上限単価は、別表第2に定めるとおりとする。なお、地域の実情、地形条件、気象条件等やむを得ない事由により上限単価を超えて助成する必要があると知事が認める場合にあつては、整備等の内容に応じた必要最小限の範囲で上限単価を超えて助成することができるものとする。 (5) 事業内容欄の1の(3)における限度額は、被害緊急対応型にあつては、I C T等新技術の実証に要する経費の2分の1以内とするが、1市町村当たり100万円以内を限度額として定額補助できるものとし、広域連携型にあつては、	区分の新設、中止又は廃止

			<p>I C T等新技术の実証に要する経費の2分の1以内とするが、1市町村当たり110万円以内を限度額として定額補助できるものとする。</p> <p>(6) 事業内容欄の1の(4)における限度額は、被害防止活動に要する経費の2分の1以内とするが、1市町村当たり200万円以内を限度額として定額補助できるものとする。ただし、同一市町村内の複数の事業実施主体がそれぞれ異なる対象鳥獣に対する被害防止活動を実施する場合には、1団体当たり200万円以内を限度額として定額補助できるものとする。</p> <p>(7) 事業内容欄の1の(5)の①については、1市町村当たり300万円以内を限度額として定額補助できるものとする。ただし、衛生管理認証の新規取得に関する経費は1施設当たり35万円以内を限度額として定額補助できるものとする。</p> <p><u>(8) 事業内容欄の1の(6)の①については、1市町村当たり200万円以内(1月の上限20万円)を限度額として定額補助できるものとする。</u></p> <p><u>(9) 事業内容欄の1の(6)の②については、交付率は2分の1以内、且つ1市町村当たり50万円以内を限度額として補助できるものとし、上限単価は、別表第2に定めるとおりとする。</u></p> <p><u>(10) 事業内容欄の1の(7)については、1市町村当たりの限度額として実施要領(別記1)の第3の1に示す別表1の2の交付率欄に掲げるとおり定額補助とすることができるものとする。</u></p> <p><u>(11) 事業内容欄の1の(8)については、1施設当たり192万円以内(1月の上限16万円)を限度額として定額補助できるものとする。</u></p> <p><u>(12) 事業内容欄の1の(9)については、1市町村当たり350万円以内を限度額として定額補助できるものとする。</u></p>					<p>I C T等新技术の実証に要する経費の2分の1以内とするが、1市町村当たり110万円以内を限度額として定額補助できるものとする。</p> <p>(6) 事業内容欄の1の(4)における限度額は、被害防止活動に要する経費の2分の1以内とするが、1市町村当たり200万円以内を限度額として定額補助できるものとする。ただし、同一市町村内の複数の事業実施主体がそれぞれ異なる対象鳥獣に対する被害防止活動を実施する場合には、1団体当たり200万円以内を限度額として定額補助できるものとする。</p> <p>(7) 事業内容欄の1の(5)については、1市町村当たり300万円以内を限度額として定額補助できるものとする。ただし、衛生管理認証の新規取得に関する経費は1施設当たり35万円以内を限度額として定額補助できるものとする。</p> <p><u>(新設)</u></p>	
鳥獣被害防止総合対策整備事業	1 被害緊急対応型 2 広域連携型	<p>1 事業費 交付等要綱第4の2の(1)に基づいて行う事業に要する経費</p> <p><u>(1) 鳥獣被害防止施設</u> <u>① 新規設備</u> <u>② 再編整備</u> <u>③ 既設柵の地際補強</u> <u>(2) 処理加工施設</u> <u>(3) 捕獲技術高度化施設</u> <u>(4) 地域提案</u></p>	(略)	(略)	鳥獣被害防止総合対策整備事業	1 被害緊急対応型 2 広域連携型	<p>1 事業費 交付等要綱第4の2の(1)に基づいて行う事業に要する経費</p> <p><u>① 鳥獣被害防止施設</u> <u>(新設)</u> <u>② 処理加工施設</u> <u>③ 捕獲技術高度化施設</u> <u>④ 地域提案</u></p>	(略)	(略)

鳥獣被害防止 緊急捕獲活動 支援事業	(略)	<p>1 事業費 交付等要綱第4の2の(4)に基づいて行う事業に要する経費(本事業の支援対象期間は、4月1日から翌年3月31日までとする。なお、事業実施主体が支援対象期間に捕獲確認をした場合には支援対象とすることができる。)</p> <p>① 有害捕獲 ② ①により捕獲した個体の処理</p>	(略)	(略)	鳥獣被害防止 緊急捕獲活動 支援事業	(略)	<p>1 事業費 交付等要綱第4の2の(5)に基づいて行う事業に要する経費(本事業の支援対象期間は、4月1日から翌年3月31日までとする。なお、事業実施主体が支援対象期間に捕獲確認をした場合には支援対象とすることができる。)</p> <p>① 有害捕獲 ② ①により捕獲した個体の処理</p>	(略)	(略)
--------------------------	-----	--	-----	-----	--------------------------	-----	--	-----	-----

(注)

鳥獣被害防止総合対策推進事業は、鳥獣被害防止総合対策交付金交付等要綱(令和4年3月31日付け3農振第2333号農林水産事務次官依命通知)別表の区分・事業種類欄の2の(1)に、鳥獣被害防止総合対策整備事業は、同表の区分・事業種類欄の1の(1)に、鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業は、同表の区分・事業種類欄の2の(4)に、それぞれ対応する。

(注)

鳥獣被害防止総合対策推進事業は、鳥獣被害防止総合対策交付金交付等要綱(令和4年3月31日付け3農振第2333号農林水産事務次官依命通知)別表の区分・事業種類欄の2の(1)に、鳥獣被害防止総合対策整備事業は、同表の区分・事業種類欄の1の(1)に、鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業は、同表の区分・事業種類欄の2の(5)に、それぞれ対応する。

別表第2（第3条関係）（上限単価（消費税を除く。））

1（略）

2（略）

5 ジビエ等の利用拡大に向けた地域の取組（②搬入促進支援）

（1）解体機能を有する車両のリース導入に対する助成額（以下「リース料助成額」という。）の上限単価  
1車両当たり1,500万円以内とする。

（2）リース料助成額の算定

リース料助成額は、次の算式によるものとする。

・リース料助成額＝リース物件購入価格（消費税抜き）×補助率（2分の1以内）

ただし、リース物件のリース期間を当該リース物件の法定耐用年数未満とする場合又はリース期間満了時に残存価格を設定する場合にあつては、そのリース料助成額については、それぞれ次の算式によるものとする。

また、当該リース物件に係るリース期間を当該リース物件の法定耐用年数未満とし、かつ、リース期間満了時に残存価格を設定する場合にあつては、そのリース料助成額については、それぞれ次の算式により算出した値のいずれか小さい方とする。

ア リース物件のリース期間を当該リース物件の法定耐用年数未満とする場合

・リース料助成額＝リース物件購入価格（消費税抜き）×（リース期間÷法定耐用年数）×補助率（2分の1以内）

イ リース物件のリース期間満了時に残存価格を設定する場合

・リース料助成額＝（リース物件購入価格（消費税抜き）－残存価格）×補助率（2分の1以内）

事業実施主体は、リース事業者の選定にあつては、一般競争入札等の実施により事業費の低減に努めるものとする。

6 鳥獣被害対策実施隊体制強化（②新規猟銃取得支援）

（1）新規猟銃取得支援の銃購入費助成額の上限単価

1丁当たり10万円以内とする。（実施隊員1名当たり1丁の取得に限る。）

（2）銃購入費助成額の算定

銃購入費助成額は、次の算式によるものとする。

・銃購入費助成額＝銃購入費（消費税抜き）×補助率（2分の1以内）

（3）猟銃を新規取得した実施隊員の要件

猟銃を新規取得した実施隊員は、次の要件を全て満たすものとする。

ア 猟銃を購入した日から5年以内に実施隊員として、猟銃による有害捕獲に取り組むこと。

イ 猟銃を購入した日から5年以内に猟銃の所有権を放棄しないこと。

別表第2（第3条関係）（上限単価（消費税を除く。））

1（略）

2（略）

（新設）

別表第3 (第3条関係) (上限単価 (消費税を除く。))

1 鳥獣被害防止施設			
①新規整備			
獣種等	侵入防止柵の種類	上限単価 (円/m) (直営施工で資材費のみ の定額補助の場合)	上限単価 (円/m) (左記以外の場合)
獣種共通	電気柵 (1段当たり)	148	391
	<u>電気柵シート (地際補強)</u>	<u>254</u>	<u>673</u>
	ネット柵	1,090	2,600
イノシシ	金網柵 (ロール状)	1,970	5,380
	ワイヤーメッシュ柵 (パネル状)	1,290	3,000
シカ (イノシシ用を兼ねる。)	金網柵 (ロール状)	2,790	7,620
	ワイヤーメッシュ柵 (パネル状)	1,950	4,530
②再編整備			
獣種等	侵入防止柵の種類	<u>上限単価 (円/m) (直営施工で資材費のみ の定額補助の場合)</u>	<u>上限単価 (円/m) (左記以外の場合)</u>
獣種共通	<u>電気柵 (1段当たり)</u>	<u>25</u>	<u>225</u>
	<u>ネット柵</u>	<u>192</u>	<u>1,612</u>
イノシシ	<u>金網柵 (ロール状)</u>	<u>296</u>	<u>2,726</u>
	<u>ワイヤーメッシュ柵 (パネル状)</u>	<u>192</u>	<u>1,612</u>
シカ (イノシシ用を兼ねる。)	<u>金網柵 (ロール状)</u>	<u>430</u>	<u>3,710</u>
	<u>ワイヤーメッシュ柵 (パネル状)</u>	<u>286</u>	<u>2,426</u>
③既設柵の地際補強			
既設柵の種類	<u>上限単価 (円/m) (直営施工で資材費のみ の定額補助の場合)</u>	<u>上限単価 (円/m) (左記以外の場合)</u>	
<u>ネット柵、金網柵、 ワイヤーメッシュ柵</u>	<u>826</u>	<u>2,065</u>	
<p>(注1) 鳥獣被害防止施設の整備においては、侵入防止柵の種類ごとに以下と同等以上の機能を有するものとし、ネット柵、ワイヤーメッシュ柵及び金網柵については、くぐり抜けを防止するため、地際の補強等を実施するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>電気柵については、支柱間隔を4m以下とし、凹凸部及び傾斜部は地面との隙間ができない支柱間隔とする。</li> <li><u>電気柵シート (地際補強) は、通電性を有するものとし、幅1m以内とする。</u></li> <li><u>電気柵シート (地際補強) は、電気柵の新規整備と一体的に整備する場合に限り、上限単価の範囲内で加算できるものとする。</u></li> <li>ネット柵については、鳥獣による噛み切り等を防止するステンレスが編み込まれたネット又はそれに対応した強度を有するネットとする。</li> <li>ワイヤーメッシュ柵については、金網の径をφ5mm以上とし、防錆仕様 (亜鉛メッキ等) とする。</li> <li>金網柵については、金網の径をφ2mm以上とし、防錆仕様 (亜鉛メッキ等) とする。</li> </ul> <p>(注2) サル等の多獣種に対応するため金網柵及び電気柵等を組み合わせた複合柵の場合は、それぞれの上限単価を足し合わせた合計額を上限単価とする。</p> <p><u>(注3) 被害防止施設と一体的に整備を行う誘導捕獲柵わな等の捕獲施設については、被害防止施設の上限単価の範囲内とする。</u></p> <p><u>(注4) 再編整備については、再編整備を実施する総延長に対する上限単価とする。</u></p> <p><u>(注5) 既設柵の地際補強については、くぐり抜け防止の機能を有する構造とし、既設柵が本交付金、鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業推進交付金交付要綱 (平成25年2月26日付け24生産第2868号農林水産事務次官通知) 及び中山間地域所得向上支援対策実施要綱 (平成28年10月11日付け28農振第1336号農林水産事務次官通知) に基づく事業により令和2年度以前に整備され、かつ残耐用年数が5年以上あるものに限る。</u></p> <p><u>なお、令和7年度までの支援とし、同じ箇所への複数回の支援は不可とする。</u></p>			

別表第3 (第3条関係) (上限単価 (消費税を除く。))

1 鳥獣被害防止施設			
①新規整備			
獣種等	侵入防止柵の種類	上限単価 (円/m) (直営施工で資材費のみ の定額補助の場合)	上限単価 (円/m) (左記以外の場合)
獣種共通	電気柵 (1段当たり)	148	391
	<u>(新設)</u>		
	ネット柵	1,090	2,600
イノシシ	金網柵 (ロール状)	1,970	5,380
	ワイヤーメッシュ柵 (パネル状)	1,290	3,000
シカ (イノシシ用を兼ねる。)	金網柵 (ロール状)	2,790	7,620
	ワイヤーメッシュ柵 (パネル状)	1,950	4,530
<u>(新設)</u>			
<p>(注1) 鳥獣被害防止施設の整備においては、侵入防止柵の種類ごとに以下と同等以上の機能を有するものとし、ネット柵、ワイヤーメッシュ柵及び金網柵については、くぐり抜けを防止するため、地際の補強等を実施するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>電気柵については、支柱間隔を4m以下とし、凹凸部及び傾斜部は地面との隙間ができない支柱間隔とする。</li> <li><u>(新設)</u></li> <li>ネット柵については、鳥獣による噛み切り等を防止するステンレスが編み込まれたネット又はそれに対応した強度を有するネットとする。</li> <li>ワイヤーメッシュ柵については、金網の径をφ5mm以上とし、防錆仕様 (亜鉛メッキ等) とする。</li> <li>金網柵については、金網の径をφ2mm以上とし、防錆仕様 (亜鉛メッキ等) とする。</li> </ul> <p>(注2) サル等の多獣種に対応するため金網柵及び電気柵等を組み合わせた複合柵の場合は、それぞれの上限単価を足し合わせた合計額を上限単価とする。</p> <p><u>(新設)</u></p>			

2 処理加工施設

	上限単価 (円/m <sup>2</sup> )
食肉利用等施設	248,000
焼却施設	381,000

(注) 交付対象となる食肉利用等施設又は焼却施設の補助金の限度額は、上限単価の範囲内であって、必要最小限のものとする。

2 処理加工施設

	上限単価 (千円/m <sup>2</sup> )
食肉利用等施設	248
焼却施設	381

(注) 交付対象となる食肉利用等施設又は焼却施設の交付金の交付限度額は、上限単価の範囲内であって、必要最小限のものとする。

別表第4 (第3条関係)

1 有害捕獲に係る捕獲活動経費 (上限単価) は、次に掲げるとおりとする。

獣種	捕獲個体の処理	上限単価 (円/頭)
イノシシ及びシカの成獣	食肉処理等のための施設において搬入確認した場合	9,000
	焼却処分等のための施設において搬入確認した場合	8,000
	上記以外の場合	7,000
イノシシ及びシカの幼獣		1,000
サルの成獣		8,000
サルの幼獣		1,000

(注) 各上限単価は、地域における農林水産業の被害状況等を勘案の上、上限単価の範囲内で単価を設定することができるものとする。この場合、予算と捕獲計画に見合った単価を設定することとし、捕獲が計画を上回る場合は、単価調整等の措置を講ずるものとする。

別表第4 (第3条関係)

1 有害捕獲に係る捕獲活動経費 (上限単価) は、次に掲げるとおりとする。

獣種	捕獲個体の処理	上限単価 (円/頭)
イノシシ及びシカの成獣	食肉処理等のため施設において搬入確認した場合	9,000
	焼却処分等のための施設において搬入確認した場合	8,000
	上記以外の場合	7,000
イノシシ及びシカの幼獣		1,000
サルの成獣		8,000
サルの幼獣		1,000

(注) 各上限単価は、地域における農林水産業の被害状況等を勘案の上、上限単価の範囲内で単価を設定することができるものとする。この場合、予算と捕獲計画に見合った単価を設定することとし、捕獲が計画を上回る場合は、単価調整等の措置を講ずるものとする。